

物品仕様書

No.	項目	内容
1	契約番号	第 44 号
2	品名	除雪ドーザ(11t級 スノーバケット付) の新品で、下記の内容を満たすもの。
3	数量	1台
4	規格	別紙仕様書のとおり
5	付属品	別紙仕様書のとおり
6	参考銘柄	日立建機 ZW140-7、コマツ WA200-8Y 又は キャタピラージャパン 920-14 ※ただし、同規格の後継機種がある場合は、その最新機種とする。
7	同等品	可
8	納入場所	羽生除雪車両基地
9	その他	<p>(1)自賠責保険・自動車重量税・検査登録代行費用・車庫証明代行費用・リサイクル法関連費用等の諸費用は、入札価格に含めないでください。</p> <p>(2)納車に要する輸送費等は入札価格に含めてください。</p> <p>(3)同等品での入札を希望される場合は、公告文で指定する期限までに「同等品確認申請書兼承認書」にその規格、仕様等が容易に判断できる資料(カタログ、仕様表等)を添付して提出してください。 ※規格に変更がない後継品の場合は、申請不要です。</p> <p>(4)車体本体は、市内の営業所より調達してください。(出荷証明書を後日提出のこと)</p> <p>(5)保証期間は納入完了の日から起算して1年間とします。又この期間において材質・縫製等の不良による故障・破損等の欠陥を認めた場合、その修理は無償(部品代金も含む)で対応をお願いします。</p>
10	担当課・係	都市建設課 施設維持係

除雪ドーザ（11t 級 スノーバケット付）仕様書

概 要

この仕様書は、除雪ドーザ（11t 級・車輪式・スノーバケット）に適用するもので、納入機は次に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路作業の使用に耐え得るに十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については、糸魚川市長（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

使用目的

除雪ドーザは、降積雪時における道路交通の確保を目的として、道路上における一般除雪、拡幅除雪、交差点処理等の除雪作業に使用するものである。

1 納入場所

羽生除雪車両基地（糸魚川市大字羽生 404 番地 7）

2 性能（JCMAS T007 性能試験）

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 除雪幅 | 2,400mm 以上 |
| (2) 走行速度（前進） | 30 km/h 以上 |
| （後進） | 15 km/h 以上 |
| (3) 最大けん引力 | 78.0kN 以上 |
| (4) 運転室内騒音レベル | |

「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成 4 年 10 月 1 日、基発第 5 4 6 号）第 I 管理区分に準ずる。（測定方法は、JCMAS H011 の機械定置時による）

3 主要諸元

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 全長（除雪装置地上、ストレート時） | 8,400 mm 以下 |
| (2) 全幅（車両単体） | 2,600 mm 以下 |
| (3) 全高（黄色灯火上端まで） | 3,700 mm 以下 |
| (4) 最低地上高 | 300 mm 以上 |
| (5) 車両総質量（バケット装着時） | 10,000 kg 以上 20,000 kg 未満 |
| なお、「8 付属装置及び付属品 8-2 車両総質量に含まないもの」以外は、
本車両総質量に含むものとする。 | |
| (6) 最小回転半径（最外側車輪中心） | 6,000mm 以下 |
| (7) 乗車定員 | 2 人 |

4 車体

(1) 機関

形式 水冷、ディーゼル機関

定格出力 88kw 以上

(2) 駆動方式 総輪駆動式

(3) 動力伝達方式 前後進、速度段の切替え操作が円滑にできる構造

(4) タイヤ式 スノータイヤ

(5) かじ取り装置 車体屈折式

(6) 運転室

構造 全鋼製密閉形

窓 (前) 熱線入りガラス、冬用ワイパーブレード付

(後) 熱線入りガラス、冬用ワイパーブレード付

(7) 振動制御装置 1 式

5 除雪装置

(1) 形式 フロントエンドダンプバケット

(2) バケット

容量 2.0 m³程度

全幅 2,400mm 以上

全高 1,000mm 以上

切歯 平形刃先爪付

6 計器類

(1) 速度計又は機関回転計 1 式

(2) 燃料計 1 式

(3) アワーメータ 1 式

(4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1 式

(5) 油温計又は油温警告灯 1 式

(6) 水温計 1 式

(7) 充電警告灯 1 式

(8) 運行記録計
アナログ式 (45 km/h 以上、機関回転数記録、7 日計) 又はデジタル式 1 式

7 照明装置類

(1) 前方作業灯 2 灯以上

(2) 後方作業灯 2 灯以上

(3) 黄色灯火 (散光式) 1 式

8 付属装置及び付属品

8-1 車両総質量に含むもの

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) バックブザー | 1 式 |
| (2) カーヒータまたはエアコン | 1 式 |
| (3) ウインドウォッシャー（電動式） | 1 式 |
| (4) 標識板（300×570 mm以上、車体後部取付） | 1 式 |
| (5) アンダーミラー（後）またはそれに準ずるもの | 1 式 |
| (6) シガーソケット | 1 個以上 |
| (7) バッテリースイッチ | 1 式 |

8-2 車両総質量に含まないもの

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 標準付属工具 | 1 式 |
| (2) 取扱説明書 | 1 式 |
| (3) 部品表 | 1 式 |
| (4) 履歴簿 | 1 式 |
| (5) タイヤチェーン（リング付き） | 1 式 |
| (6) 床マット | 1 式 |

9 塗装

国土交通省建設機械塗装基準による。

10 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量について、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳がわかる資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11 保証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、発注者、受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

12 その他の事項

12-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

12-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

- ア) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。
- イ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

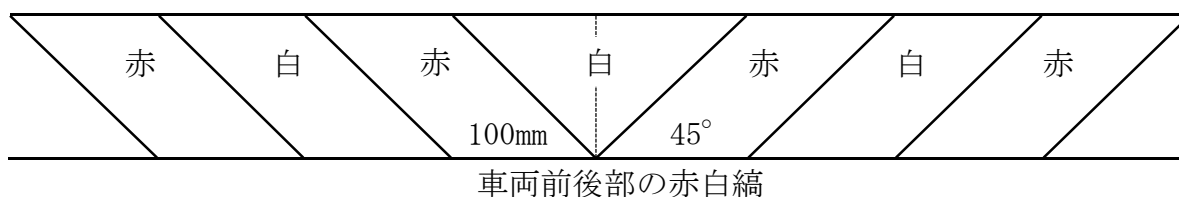
12-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

特記仕様書

仕様書による他、次の各号によるものとする。

- 1 車体の塗装は、2021年度日本塗料工業会塗料標準色の17-70Xとする。
- 2 バンパーを有する車種についてはバンパーを下図のように塗装するものとする。なお、バンパーを有しない車種にあつては、これに準ずる箇所に塗色する。
この場合後部の赤色部分には、反射塗料を使用するものとする。
(塗料には耐光性のある屋外塗料を使用すること)



- 3 プラウの前面は赤色塗装とし、他の危険表示すべき箇所については、赤白縞に塗装するものとする。
- 4 車両の両側面の適当な位置に「糸魚川市」と黒丸ゴシック体でなるべく大きく記入するものとする。
- 5 車体の後部に取付ける標識板は「別図－除雪車後部標識板寸法図」をもって、取付けるものとする。なお、標識板は脱着できるものとする。
- 6 黄色灯火の取付け位置は、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取り付けるものとする。
- 7 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税、検査登録代行費用、車庫証明代行費用、リサイクル関連費用等の諸費用は入札価格に含めないこと。
- 8 納車に要する輸送費等は入札価格に含めること。
- 9 車体本体は、市内の営業所より調達すること。(出荷証明書を後日提出のこと)
- 10 車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとする。
なお、「自動車損害賠償責任保険」の加入については受注者が行い、車両納入後機械と別に保険料を発注者に請求するものとする。
- 11 道路維持作業用自動車届については、納入時に本申請済であること。
- 12 前各号で必要となる一切の経費は、受注者の負担とする。

